

日程第十 議案第八十八号 昭和四十六年度福生市公共用地会計決算認定について (審査報告)

日程第十一 議案第八十九号 市道路線の廃止について (審査報告)

日程第十二 陳情第八号 ホタル保護条例の設置に関する陳情書 (審査報告)

日程第十三 陳情第十号 プレハブ校舎解消問題に関する陳情書 (審査報告)

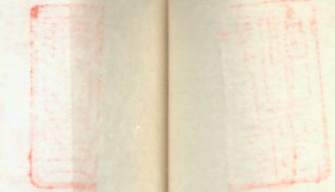
日程第十四 福生市選挙管理委員会委員の選挙

日程第十五 福生市選挙管理委員会委員補充員の選挙

日程第十六 請願第八号 駐留軍労働者の雇用安定離職対策拡充に関する請願書

日程第十七 閉会中の継続審査申し出について

日程第十八 特定事件の継続調査について



午前十時 開議

議長 (末次性男君) ただいまから昭和四十七年第四回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。
これより日程に入ります。

議長 (末次性男君) この際報告事項がありますので事務局長として諸般の報告をいたします。

(島田議会事務局長報告)

- 一、十月分例月出納検査実施結果報告について (別添参照)
- 二、福生市選挙管理本員会本員の選挙について (別添参照)
- 三、福生市選挙管理本員会本員補充員の選挙について (別添参照)
- 四、請願書の受理について (別添参照)

議長 (末次性男君) 以上で報告を終ります。

議長 (末次性男君) 本日の議会運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、本議長から報告を願います。

(議会運営委員 長 貫中喜代次君 登壇)

議会運営委員 長 (貫中喜代次君)

ご指名がございましたので報告いたします。

本日の会議に先き立って去る十二月二十一日の午前十時から全委員の出席をいただきまして委員会を開催し、日程等議長諮問について検討いたしました結果、その順序につきましてはおき元にご配布の内容のとおり決定いたしました。特に新たな日程事項としては選挙管理委員会委員、同補充員の選挙と請願及び毎定例会のつど最終日に出されます継続審査申し出と特定事件の継続調査であります。合計十八件であります。かその大部分は各委員会に付託され審査の結果結論づけられ、議長あてに報告書の提出された議案及び陳情等でありまして、議事の進行につきましては何ふんの協力のもとお願い申し上げます。

なお市長から全協開催の要請もあり、委員会としてもこれをう解してありますのであうかじめお含みおきお願い申し上げます。

以上のとおりであります。

今次定例会は本年最後しかも年末

議長

(末次性男君)

ただいま委員長から報告がありましたとおり本日

の議事を進めますのでよろしくお願いいたします。

議長

(末次性男君)

日程第一月第二については一括して上程いたします。

日程第一議案第七十九号農業共済事業に市が施行することについて、

日程第二議案第八十号福生市農業共済条例以上二案を一括して議題といたします。

本案についてはともに建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員 長 高波中君 登壇)

。建設委員長(高波忠君) 二指名がありましたので審査報告を申し上げます。

(議案審査報告書 朗読) 別添参照

なお本案二件について審議の概要を簡単に説明申し上げます。

農業者が不慮の災害により起こる損失をこの制度によって生活安定をはかる目的で、昭和二十二年に法律が施行され、その後本事業が市町村の行政事務としてこれが広域的に行なうことができた旨改正され、都においても広域化について指導されている。

福生市においても現在農協に委託しているこの事業の委譲を受けて、来年度から旧西多摩郡内で一部事務組合方式で行なうよう準備を進めている段階であり、そのため一度本事業を市で行なうことの意味決定し、さらに農業共済条例を定めた後来年度から組合規約を定めて運営することになるわけ、都知事の公示が一月中にあるとすれば二、三の二カ月間市が行なうことになるが、現在の農業共済組合との協議において従来どおり共済事務は行なっていたことになった。

また条例は、市民が市内または隣接市町村に所有している耕作地を対象に、農作物共済として稲作の水稲、おかぼ、麦の天災に対し、蚕繭共済としてかいこまたは桑の葉に対する災害に対し、また家畜共済として出生後五カ月経過した牛、種豚あるいは馬の死や疫病等に対して市が行なおうとするもので、実際に市が行なう二、三月に共済事務が発生した場合は福生市は共済組合の定款等の規定を準用することになっている。

福生市の現況は耕作面積約六十三ヘクタールのうち水稲、陸稲、麦を耕作している面積は年々少なくなっているが、家畜において乳牛十二頭程度飼育している家族もあり、島しょを除き東京都においても設置について指導し、当市の場合も必要性はあると思う。

現在の加入者数は農作物共済関係で百五世帯、蚕繭共済で十八世帯、家畜共済で四十三頭となっており、市で行なう二カ月間の経費については、従来より年五十九万円を農協に委託料として支出しているが三月三十一日まで処理していたことと協議がととのつています。

また委員中より福生市も今後都市化が進み加入者も減少するものと思われるので、その点十分実状を把握していたたくよう願いたい旨の意見がありました。

ついで両案について採決いたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべし
ものと決定いたしました。

なにとぞご審議のうえご可決くださいますようお願いいたします。報告いたします。

議長

(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

議長

(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

十七番(関 米吉君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十九号ならびに八十号については討論
を省略し委員会審査報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君) おはかりいたします。

ただいま関米吉君から所定の賛成者を

得て本案はもとに討論を省略し、委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議
が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

議長

(末次性男君) 「異議なし」と認めます。

よって議案第七十九号及び同第八

十号については委員会審査報告のとおり可決されました。

議長

(末次性男君)

日程第三議案第八十一号福生市児童遊園条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

(建設委員長

高坂忠君

登壇)

建設委員長(高坂忠君)

ご指名がありましたので審査報告いたします。

(議案審査報告書朗読)

別添参照)

なお当委員会における審議の概要について報告いたします。

本案は高橋千代から牛込五十九番地にある約八百三十平方メートルを無償で十
年間児童遊園として市が借り受け運用しようとするための条例で、国の公園
法で定める自然公園あるいは都市公園のいずれにも属さないものであるため、既
設の都市公園条例とは別に設けたものである。

条例の第一条中に「児童」という定義づけについては、学校教育法や一般の法律
との見解が異なっており、今後の児童遊園設置ということも考え特に定義づけは
しなかった。

第三条行為の禁止中四項の物品の販売や営業行為については、地元の町会や子供

会等が一時的に行なう場合は許可したいと思う。

また第四条行為の制限においては、公園は狭いたの車輛の乗り入れはさせないこととし、町会の祭礼や金踊り等の催しで使用する場合には市長の許可で全面的に使用できるようにした。

第八条の立ち入り検査における市長と第二項の職員との関係については制限規定であり市長の権限として第一項で規定し、実際の運用としては市長の補助機関である職員の中に市長も含むと解釈して第三項では職員とした。公園内における傷害については遊具、施設の破損等による場合は市でも考慮する余地はあると思ふが、その他は民法上から措置することになると思ふ。

以上のような説明、処理事情側からあり、次いで本案に対し採決いたしましたところ、全員一致原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞご審議の上ご可決くださいますようお願いいたしまして報告いたします。

議長

(末次性男君) 以上で委員長審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

十七番

(関 米 吉 君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議

題となっております議案第八十一号については討論を省略し委員長審査報告どおり可決されんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君)

あはかりいたします。

ただいま関米吉君から

所定の賛成者を得て本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君)

ご異議なしと認めます。

よって議案第八

十一号福生市児童遊園条例は委員会審査報告のとおり可決されました。

議長

(末次性男君)

日程第四議案第八十二号福生市民体育館条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので委

員長から報告を願います。

(総務委員長 田村匡雄君登壇)

。総務委員長(田村匡雄君) 二指名をいただきましたので審査報告を
いたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続き本案審議の概要について簡単に説明申し上げます。
冒頭に担当の課長より体育館の概要説明がありまた本条例
の内容説明があらためて運営資料の提出を求め質疑に入りました。

まず第一条の目的の中に設置及び管理として運営を入れな
ったのは、自治法に規定する公の施設の設置及び管理にフ
いては条例で定めるとなっており、また他の市町村の条例
も入っており、この管理の中には運営も含まれている
ものと解釈し条文の中には入れなかったとの説明があり、体育
館の管理は教育委員会で行なう旨の条文がないのは、地方教
育行政の組織及び運営に関する法律の中に教育委員会の固

有事務として、教育機関の設置及び管理に関することが含
まれており条文化しなかったわけである。

また第四条の開館時間午前九時から午後十時となっている
のは、体育館の全体的開館時間であり、この中にある図書
館や保健室等については福祉会館と同様の方法で運営する考
え方であり、この点についても委員会規則で定めることとした。

第五条の使用区分で、市内に居住または勤務場所があ
る者は個人使用できることとし、グループ使用する場合一人
でも市外がいれば貸し切り使用にしたい。これは福生市
民により多く利用していたきたる考え方からすると、一人で
も市民が含まれていれば個人使用を認めることとなると運営
上問題もあると考へ若干の点厳しくしたとの説明があり、
第七条の使用制限及び第九条の禁止行為に関連して罰則規定が
ないのは、一般的に建物内の関係は設けないのが通例とされて
いる。

第十一条の使用料の減免措置については、社会教育団体

あるいは一定のサークルが長期間活動している場合等は極力減免できるように講じたいと思うが、今後体育教室等が開かれればグループも多くなると思う。

第十七条の免責関係で、体育館全体を保険にかける方法もあるようであり今後最善の方法で考慮をしたい。なお各市の運営も社会形態等によつてまちまちであり条件もいろいろである。また体育館との併用施設があるところは少なく本市に最適であるという条文内容とした。この使用にあつては体育指導を重点的に考へ用具も極力ゆつたといふと思う。また体育指導員も現在四名を確保する予定であり、運営に要する経費は人件費を除き約年間千二百万円程度と思う。

以上のような説明があり、答弁があり次いで本条例に対して採決をいたしましたところ、全員が異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしく慎重審議のうえ委員会決定どおりご可決くださるよう

お願いいたします。

議長（末次性男君） 以上で本員長の審査報告は終わりました。

これより本員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

十七番（関 米吉君） この際動議を提出いたします。ただいま議

題となっております議案第八十二号については討論を省略し本員会審査報告どおり可決されることを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま関米吉

君から所定の賛成者を得て本案は討論を省略し委員

会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よつて議案第

八十二号福生市民体育館条例は委員会審査報告のとおり

り可決されました。

議長

(末次浩男君) 日程第五議案第八十三号昭和四十六年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。

本案については各委員会に審査を分割付託してありますので、各委員長から順次報告を願います。

まず総務委員長 田村匡雄君

(総務委員長 田村匡雄君 登壇)

総務委員長(田村匡雄君) 二指名いただきましたので審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

なお委員会における本案審査の概略を申し上げます。

市民税では個人分が前年度より三〇%増の二億五千九百三十八万円。ドルショック等による伸びが最終的には七%に止まった法人税分が四千八百三十七万円。前年度より二五%の伸びがあった固定資産税等で一億八千二百万余円。軽

自動車税は予算とほぼ同額の九百二十四万余円。たばこ消費

税においては前年度に比して一四・八%増の六千六百五十九万円。

電気がス税は三千八百四十万円。都市計画税では四十五年

度において評価替えがあり負担調整をしている関係で、前年

度に対し六〇%増の四千九百八十八万余円。

以上の市民税が九六・七%の徴収率となった六億五千四百五十

八万余円の収入増額であります。

四十六年度から設けられた地方譲与税では予算と同額

の百八十三万円。特定財源である自動車取得税交付金に

おいては二千六百三十三万余円。

基地交付金といわれる国有提供施設等所在市町村助成交

付金において調整交付金を含めて九千八十一万九千円。地方交

付税では普通、特別を合せて二億六千三十五万円。交通

安全対策特別交付金で二億六千六万四千円。分担金及び

負担金において衛生、民生関係費を含めて三千二百八十四万

四千円。

使用料、手数料において福社会館、市民会館、市
設住宅、プール等の使用料及び各種諸証明、清掃手
料を合わせ千五百四十七万余円。

国庫支出金では、民生、教育、土木等における負担金、
補助金一億八千九百八十七万余円、予算より約四
百三十万円の多く入っているが、この中には防衛道路、基
地排水工事の補助金が含まれている。

都支出金では、民生、衛生、農林関係の負担金と振興
交付金九千万円を中心とした総務、民生、衛生、農林
水産、商工、土木、消防、教育の各補助金、選挙
関係や各種統計調査等の委託費を合わせて予算より約
千四百万円増の二億四百二十二万余円の収入済額。

財産の売り払い収入を主体とした財産収入では三百四十九万
円。街路築造及び抑通りの基金を廃止したための繰入金
約百十万円。前年度からの繰越金六十三万余万円。諸
収入において税務関係の七百九十件分の延滞金及び預金利

子のほか中小企業振興資金の元利収入一千万円、予算より九
百万円余り少なく入った競輪の収入として一億一千余万円を合
わせ二億一千六百八十三万余円。三小、六小の増築あるいは市民
体育館等の起債として八千六百八十万円。

以上のような歳入金般についての説明があり、次いで質疑
に入ったところ、活発な質疑応答がかわされ、その主な答弁は、
市税関係において、は百万円あまりの不納欠損が生じているが、
この内訳は一万円以下が三百七十五件、一万円以上が三十三件、
また千五百六十八万円の未済額件数は一万円以下千五百八十件、
一万円から三万円までのものが四百二十件、三万円から五万円が
六十八件、五万円以上のものが八十五件となっているが、滞納
整理を積極的にやっている段階でありかなりの収納がなされた
と思う。

軽自動車税を日本人と同様に外国人に課した場合、は約百
四十万円程度増収となるが、基地関係の自動車の重量別
は陸運省でも不明である。昨年度市内の外国人の車輛数

を調査したが、普通車四千六百八十二台、軽自動車百四十七台、二輪車六百六十四台となっている。

雑入の内容は、栗通りの延長関係で貯水槽や一ハのプールあるいは市設住宅の三棟の土地、建物の補償料として約三千四百十一万六千円。清水坂工事における区画整理会計から九百五十万円を受け入れたもの等を合わせて八千三百六十九万余円の収入消額となっている。

収益事業収入が予算より約九百万円すなわち理由は、年度途中において京王閣借り上げに対する使用料を売り上げの二%を支払うこととして話しがつき、これを競輪組合九市が負担することになったための減となった。

財産売却収入はいままで、雑入で処理していたが今後この考えを明確にするため新しく項を起したため途中の補正はしなかったが、松岡工業ほか七人の関係者に売り払ったものである。

基地排水工事に対する市負担額は四十年以降で一千八百二万

五千七百円となっており約六%の負担となっている。
また市税における市民一人当りの負担額は約一万六千六百円で三多摩各市と比較し低いほうであり、また起債に對しては四十六年度決算だけでみると一人当り二千五百四十円となっている。

次に歳出について申し上げますと、議会費では議会議員の選挙があり夏季手当の支給率が百分の三十となったため約百四万円の不用額が出たほかは例年とありの支出である。

総務費では主として職員等の人件費や第二庁舎の改造工事費、市の木、市の花選定関係の経費や広報の配布委託料あるいは栗通り延長工事に伴う市設住宅三棟の取りこわし工事、第三浄水場の土地を水道財産から普通財産に振り替えたための経費、さらに交通安全対策、交通災害共済の事務費や七月一日の市制記念日に行なっている表彰式の関係費、あるいは防犯灯や私立幼稚園児に対する補助金等の総務管理費として一億四千八百余万円の支出消額。